

山陰教師教育コンソーシアム規約

(平成27年12月25日制定)

(令和5年1月19日一部改正)

(名称)

第1条 本会は、「山陰教師教育コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、構成機関の連携を推進・強化し、教員養成から教員研修までの教育・研修システムを構築することにより、地域や学校の現代的教育課題に対応でき、地域の教育力向上に資する教師を育成することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 教師力育成プログラムの開発・評価に関すること。
- 二 地域の教育力向上プログラムの開発・評価に関すること。
- 三 現職教員研修プログラムの開発・評価に関すること。
- 四 島根大学教育学部及び島根大学教職大学院の教育活動の評価に関すること。
- 五 その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 コンソーシアムは、次の機関により組織する。

- 一 島根大学
 - 二 島根県教育委員会
 - 三 鳥取県教育委員会
- 2 コンソーシアムに幹事機関を置き、幹事機関は島根大学とする。

(役員)

第5条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- 一 会長
 - 二 副会長 2名
- 2 会長は、島根大学教育学部長をもって充てる。
- 3 副会長は、島根県教育委員会教育長及び鳥取県教育委員会教育長をもって充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、コンソーシアムを代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(連携協議会)

第7条 構成機関の連携を推進・強化し、コンソーシアムの目的達成を図るため、山陰教師教育コンソーシアム連携協力推進協議会(以下「連携協議会」という。)を置く。

2 連携協議会は、教職大学院教職課程連携協議会を兼ねるものとする。

- 3 連携協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
- 一 コンソーシアムの事業計画に関する事。
 - 二 コンソーシアムの事業報告に関する事。
 - 三 連携協力する事項の推進及び調整に関する事。
 - 四 教職大学院の教育課程に関する事。
 - 五 その他連携協力に必要な事項に関する事。
- 4 前項に定めるもののほか、連携協議会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。
(プロジェクト)

第8条 第3条に定める事業を推進するため、必要に応じてプロジェクトを置くことができる。

- 2 プロジェクトに関し必要な事項は、別に定める。
(教育活動評価委員会)

第9条 島根大学教育学部及び島根大学教職大学院の教員養成教育に関する外部評価を行うため、島根大学教育活動評価委員会（以下「教育活動評価委員会」という。）を置く。

- 2 教育活動評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。
(連絡調整会議)

第10条 コンソーシアムの運営に関し連絡調整を行うため、山陰教師教育コンソーシアム連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。

- 2 連絡調整会議に関し必要な事項は、別に定める。
(コンソーシアム事務局)

第11条 コンソーシアムの会務を処理するため、島根大学教育学部にコンソーシアム事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。
(規約の改正等)

第12条 本規約の改正等は、連携協議会の議を経て行う。
(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムに関し必要な事項は、連携協議会の議を経て会長が定めるものとする。

附 則

この規約は、平成27年12月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年1月19日から施行する。

山陰教師教育コンソーシアム連携協力推進協議会要項

(平成27年12月25日制定)

(令和5年1月19日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要項は、山陰教師教育コンソーシアム規約第7条第3項の規定に基づき、山陰教師教育コンソーシアム連携協力推進協議会（以下「連携協議会」という。）の組織、運営等について定める。

(所掌事項)

第2条 連携協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 コンソーシアムの事業計画に関する事。
- 二 コンソーシアムの事業報告に関する事。
- 三 連携協力する事項の推進及び調整に関する事。
- 四 教職大学院の教育課程に関する事。
- 五 その他連携協力に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 連携協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 連携協議会に会長及び副会長を置き、コンソーシアムの会長及び副会長をもって充てる。
- 3 会長は、連携協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連携協議会の会議は、会長が招集し、これを主催する。

- 2 会議は、年1回程度開催するものとする。

(事務)

第5条 連携協議会の事務は、山陰教師教育コンソーシアム事務局において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年12月25日から実施する。

附 則

この要項は、令和5年1月19日から実施する。

別紙

連携協議会構成員

構成機関等	構 成 員
島根大学	教育学部長・研究科長 教育学部副学部長（2名） 教育学研究科教育実践開発専攻（教職大学院）専攻長 教育学部附属教育支援センター長 教育学部附属教師教育研究センター長 教育学部附属学校部長
島根県教育委員会	教育長 副教育長 教育監 学校企画課長 教育指導課長 特別支援教育課長 教育センター所長
鳥取県教育委員会	教育長 教育次長 教育人材開発課長 小中学校課長 特別支援教育課長 高等学校課長 教育センター所長

山陰教師教育コンソーシアムプロジェクト要項

(平成27年12月25日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、山陰教師教育コンソーシアム規約第8条第2項の規定に基づき、山陰教師教育コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）のプロジェクトの組織、運営等について定める。

(業務)

第2条 プロジェクトは、コンソーシアムの事業に係る企画及びプログラムの開発を行う。

2 プロジェクトにより企画又は開発した内容については、山陰教師教育コンソーシアム連携協力推進協議会において報告するものとする。

(組織)

第3条 プロジェクトは、構成機関から選出された者により組織する。

(プロジェクトリーダー)

第4条 各プロジェクトにプロジェクトリーダーを置く。

2 プロジェクトリーダーは、プロジェクトメンバーの互選により選出する。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、プロジェクトの運営等に関し必要な事項は、プロジェクトリーダーが別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成27年12月25日から実施する。

島根大学教育活動評価委員会設置要項

(平成27年12月25日制 定)

(平成28年 6月 1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要項は、山陰教師教育コンソーシアム規約第9条第2項の規定に基づき、島根大学教育活動評価委員会（以下「評価委員会」という。）の業務、組織等について定める。

(組織)

第2条 評価委員会は、その業務内容により学部教育活動評価委員会と教職大学院教育活動評価委員会に分けて組織するものとする。

(学部教育活動評価委員会)

第3条 学部教育活動評価委員会は、島根大学教育学部における教員養成教育の内容、方法、実績等の外部評価に関する業務を行う。

2 学部教育活動評価委員会の委員（以下「学部評価委員」という。）は、次の各号に掲げる分野から選出した者とする。

- 一 教育行政分野
- 二 学校教育分野
- 三 社会教育・青少年教育・スポーツの分野
- 四 芸術文化・非営利法人の分野
- 五 企業・報道関係、その他市民社会の分野

3 学部評価委員は、前項の分野において活躍する者で、学部が行う教育活動を外部から評価するに相応しい経験・経歴等を有し、地域社会の多様なニーズを代表する者として島根大学教育学部からの推薦に基づき、連絡調整会議の議を経て、山陰教師教育コンソーシアムの会長が委嘱するものとする。

4 学部評価委員は、第2項の分野ごとに2名程度とする。

5 学部評価委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(教職大学院教育活動評価委員会)

第4条 教職大学院教育活動評価委員会は、島根大学教職大学院における教員養成教育の内容、方法、実績等の外部評価に関する業務を行う。

2 教職大学院教育活動評価委員の委員（以下「教職大学院評価委員」という。）は、次の各号に掲げる委員とする。

- 一 島根県教育委員会 1名
- 二 鳥取県教育委員会 1名
- 三 松江市教育委員会 1名
- 四 派遣教員派遣学校長
- 五 企業・PTA関係者 2名

3 前項第1号、第2号及び第3号の教職大学院評価委員は、当該機関からの推薦に基づき、第5号の教職大学院評価委員は、島根大学教職大学院からの推薦に基づき、連絡調整会議の

議を経て、山陰教師教育コンソーシアムの会長が委嘱するものとする。

4 教職大学院評価委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 各評価委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、会議を招集し、議長となる。

(事務)

第6条 評価委員会に関する事務は、島根大学教育学部で処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年12月25日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年6月1日から実施する。

山陰教師教育コンソーシアム連絡調整会議要項

(平成27年12月25日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、山陰教師教育コンソーシアム規約第10条第2項の規定に基づき、山陰教師教育コンソーシアム連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）の組織、運営等について定める。

(審議事項)

第2条 連絡調整会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 構成機関間の連絡調整に関する事。
- 二 連携協力推進協議会の議題整理等に関する事。
- 三 その他コンソーシアムの運営に関する事項

(組織)

第3条 連絡調整会議は、構成機関の代表者各2名で組織する。

2 連絡調整会議に議長を置き、構成機関の代表者の互選により決定する。

(会議)

第4条 連絡調整会議は、議長が招集する。

2 連絡調整会議は、各構成機関の代表者1名の出席を必要とするものとする。

(事務)

第5条 連絡調整会議の事務は、山陰教師教育コンソーシアム事務局において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年12月25日から実施する。

山陰教師教育コンソーシアム事務局要項

(平成27年12月25日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、山陰教師教育コンソーシアム規約第11条第2項の規定に基づき、山陰教師教育コンソーシアム事務局（以下「事務局」という。）の組織、運営等について定める。

(組織)

第2条 事務局は、次に掲げる各機関の担当部署により組織するものとする。

- 一 島根大学 教育学部事務部
- 二 島根県教育委員会 学校企画課
- 三 鳥取県教育委員会 教育総務課

2 事務局の幹事機関は、島根大学教育学部事務部とする。

(業務)

第3条 事務局は、各機関の連絡調整のほか、山陰教師教育コンソーシアム関係会議の事務処理を担当する。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、事務局の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年12月25日から実施する。